令和3年第3回 城里町議会定例会議案書 追加議案(令和3年9月17日)

城 里 町 議 会

城里町議会議長 関 誠一郎 様

提出者 城里町議会議員

__加藤木____直

賛成者 城里町議会議員

河原井 大介

三村 孝信

藤 咲 芙美子

<u>猿</u>田 正 純

<u>桜井和子</u>

議案第60号 令和3年度城里町一般会計補正予算(第2号) に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

議案第60号 令和3年度城里町一般会計補正予算(第2号)に対する修正案

議案第60号 令和3年度城里町一般会計補正予算(第2号)の一部を次のように修正する。

第1条中 「10,645,927千円」を「10,596,421千円」に 改める。

第1表 歳入歳出予算の一部を次のように改める。

歳 入 (単位 千円)

	款	項	補正前の額	補 正 額	計
16.	国庫支出			39,496	1,117,235
金			1,077,739	-49,049	1,126,788
		2. 国庫補助金		39,496	486,594
			447,098	-49,049	-496,147
17.	県出金			2,745	585,118
			582,373	12,298	594,671
		2. 県補助金		2,910	187,277
			184,367	$\frac{12,463}{12,463}$	196,830
23.	町債			82,832	1,283,532
			1,200,700	113,232	1,313,932
		1. 町債		82,832	1,283,532
			1,200,700	$\frac{113,232}{113,232}$	1,313,932
				369,246	10,596,421
	歳 入	合 計	10,227,175	$\frac{418,752}{}$	10,645,927

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費			237,917	1,632,788
		1,394,871	-226,265	1,621,136
	1. 総務管理費		241,073	1,363,935
		1,122,862	2 29,421	$\frac{1,352,283}{1}$
3. 民生費			$\triangle 9,939$	2,542,266
		2,552,205	41,123	2,593,328
	2. 児童福祉費		1,688	843,440
		841,752	$\frac{52,750}{}$	894,50 2
6. 商工費			38,170	427,812
		389,642	48,266	4 37,908
	1. 商工費		38,170	427,812
		389,642	48,266	4 37,908
			369,246	10,596,421
歳出	合 計	10,227,175	418,752	$\frac{10,645,927}{10,645,927}$

令和3年度城里町一般会計予算修正に関する説明書 歳入歳出予算事項別明細書

1. 総 括

歳 入 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	
16. 国庫支出金		39,496	1,117,235	
	1,077,739	_49,049_	1,126,78 8	
17. 県支出金		2,745	585,118	
	582,373	=12,298	-594,671 -	
23. 町債		82,832	1,283,532	
	1,200,700	-113,232-	1,313,932	
歳 入 合 計		369,246	10,596,421	
成 八 口 日	10,227,175	-418,752	10,645,9 27	

歳 出 (単位 千円)

				補正額の財源内訳				
款	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源	一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
2. 総 務 費		237,917	1,632,788				236,282	
	1,394,871	226,265	1,621,136	1,635			224,630	
3. 民 生 費		$\triangle 9,939$	2,542,266	2,300	0		$\triangle 7{,}580$	
	2,552,205	41,123	2,593,328	21,406	30,400	59	$\triangle 10,742$	
6. 商 工 費		38,170	427,812				$\triangle 1,209$	
	389,642	48,266	$\frac{-437,908}{}$	39,379			-8,887	
歳出合計		369,246	10,596,421	42,241	157,200			
	10,227,175	418,752	10,645,927	61,347	187,600	\triangle 56,291	226,096	

2. 歳 入

(款) 16. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前	補 正	計	負	布	説明
Ħ	予算額	予算額	口	区 分	金額	7九 197
2. 民生費国庫補助金		0	48,548	2. 児童福祉費	0	
	48,548	-9,553	- 58,101	補助金	- 9,553	子ども・子育て支援整備交付金
計		39,496	486,594			
声 I	447,098	-49,049	-496,147 -			

(款) 17. 県支出金

(項) 2. 県補助金

(単位 千円)

目	補正前 補 正		ᆲ	負	節	説明	
H H	予算額	予算額 計		区 分	金額		
2. 民生費県補助金		0	85,856	5. 児童福祉費	0		
	85,856	9,55 3	-95,409	補助金	9,553	子ども・子育て支援整備交付金	
計		2,910	187,277				
μ̈́Ι	184,367	$\frac{-12,463}{}$	196,830				

(款) 23. 町債

(項) 1. 町債

(単位 千円)

Ħ	補正前	補正	글 上	負	節	説明	
П	予算額	予算額 計		区 分	金額	東元 ウコ 	
1. 総務債		101,100	897,700	1. 合併特例事	50,400		
	796,600	131,500	928,100	業債	-80,800	合併特例事業債	

≟ ↓		82,832	1,283,532		
μΙ	1,200,700	113,232	1,313,93 2		

3. 歳 出

(款) 2.	総務費			(項)	1. 総務管					(単位 千円)
					補正額の	財源内訳		貿	τ̈́	
目	補正前の額	補正額	計	特	定 財	源	411			説明
	佣正削り領	佣 止 額	司	国 県 支出金	地方債	その他	一般 財源	区分	金額	前元 1971
3. 財政管理		240,252	331,533				240,252	24. 積立	240,252	
費	91,281	-228,60 0	319,88 1				228,600	金	228,600	財政調整基金
⇒ I.		241,073	1,363,935				239,438			
計	1,122,862	229,421	1,352,283	1,635			227,786			
(款) 3	3. 民生費			(項)	2. 児童	[福祉費				(単位 千円)
					補正額の	財源内訳		質	ť	
目	補正前の類	補 正 類	⊒ ∔	特		財源内訳源	ήЛ	貿	ji	
目	補正前の額	補正額	計	ち 男 男	定財	源	一 般 財 源	〔 区 分	金 額	説明
目	補正前の額	補正額	計				一 般 財 源			説明
1. 児童福	補正前の額	補 正 額	計 351,528	国 県	定財	源		区 分 12. 委託		財源内訳補正
	補正前の額 351,528			国 県 支出金	定 財 地方債	源	財源	区分	金額	
1. 児童福		0	351,528	国 県 支出金 1,000	定 財 地方債 0	源	財 源 △1,000	区 分 12. 委託	金 額	財源内訳補正 王事監理委託
1. 児童福		0	351,528	国 県 支出金 1,000	定 財 地方債 0	源	財 源 △1,000	区 分 12. 委託 料	金 額 0 1,562	財源内訳補正 王事監理委託
1. 児童福		0	351,528	国 県 支出金 1,000	定 財 地方債 0	源	財 源 △1,000	区 分 12. 委託 料 14. 工事	金 額 0 1,562 0	財源内訳補正 王事監理委託

(款) **6**. 商工費 (項) **1**. 商工費 (単位 千円)

					補正額の	財源内訳				節	j		
	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源		An.					説明
			訂	国 県	tot I belea			般	区	分	金	額	成化 1971
				支出金	地方債	その他	財	源					
4. 観光施		120	148,750				-	120	12.	委託		0	0
設費	148,630	10,216	-158,846				10,2	216	料		10	,096	測量及び補償調査業務委託
													-8,877 -
													不動産鑑定業務委託 0
													-1,219-
計		38,170	427,812	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			$\triangle 1,$	209					
рl	389,642	48,266	437,908	39,379			8,6	887					

議案第67号 令和2年度城里町一般会計決算認定について

議案第68号 令和2年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について

議案第69号 令和2年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定について

議案第70号 令和2年度城里町介護保険特別会計決算認定について

議案第71号 令和2年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定について

議案第72号 令和2年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定について

議案第73号 令和2年度城里町水道事業会計決算認定について

以上7会計の決算認定について

町執行部より、議案が取り下げられました。

令和3年9月17日

城里町議会議長 関 誠一郎 様

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書

上記議案書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書(案)

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

3月に改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられます。今後、小学校だけに留まるのではなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実施が必要です。さらに、きめ細かな教育をするためには30人学級の実現が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1. 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
- 2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務 教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和3年 9月 日

衆議院議長 様 大 島 理森 参議院議長 山東昭子 様 内閣総理大臣 菅 義偉 様 財務大臣 麻生 太郎 様 総務大臣 武田良太 様 文部科学大臣 萩生田 光 一 様

城里町議会議長 関 誠一郎

令和3年9月17日

城里町議会議長

関 誠一郎 様

提出者 城里町議会議員

阿久津 則 男

賛成者 城里町議会議員

小 圷 孝

河原井 大 介

三 村 孝 信

薗 部 一

猿田正純

加藤木 直

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

上記議案書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書(案)

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、 来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確 実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、 断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきも のであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減 の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地 方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 9月 日

衆議院議長 様 大 島 理森 参議院議長 子 Щ 東昭 様 内閣総理大臣 義 菅 偉 様 財 務 大 臣 生 太 郎 様 麻 総務大臣 良 武 太 様 田 経済産業大臣 弘 志 様 梶 Щ 内閣官房長官 加 藤勝 信 様 経済再生担当大臣 西 村 康 稔 様

城里町議会議長 関 誠一郎

城里町議会議長 関 誠一郎 様

提出者 城里町議会議員 阿久津 則 男
賛同者 城里町議会議員 小 圷 孝
城里町議会議員 河原井 大 介
城里町議会議員 三 村 孝 信
城里町議会議員 薑 部 一
城里町議会議員 ଚ 咲 芙美子
城里町議会議員 猿 田 正 純
城里町議会議員 加藤木 直
城里町議会議員 桜 井 和 子

杉山清議員に対する議員辞職勧告決議について

上記の動議を、会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

杉山清議員に対する議員辞職勧告決議

令和3年城里町第3回定例会中の9月15日、杉山清議員の一般質問の冒頭、 『同僚議員との誹謗中傷の書込み訴訟の結果、自分は不起訴であり、無罪であっ た。これに関し、誰からも謝罪を受けていない。こんな城里町議会は恐ろしい議 会である。』旨の発言がありました。

この発言に対し、議会運営委員会を開催し、杉山清議員から発言の趣旨を聞いたところ、無罪である発言の取り消しの申し出がありました。

この発言の意図する所を聞き取りしていたところ、突然、今までかたくなに否定してきた誹謗中傷の書込みは自分である事を認めました。

さらに、8年ほど前からあった多くの城里町議会議員への誹謗中傷の書き込みもすべて自分であることを認めたのです。

この自白には非常に驚きました。

城里町政治倫理審査会での証言や、同僚議員との裁判においても、一貫して「タブレットは盗難され、書込みは知らない」と訴えていたものが、突然証言が翻り、杉山清議員自身の書込みであるとの自白がなされたのです。

これを受け、令和3年第3回定例会最終日に議場において恐ろしい議会だと 発言した事の謝罪、そして、インターネットへの誹謗中傷の書き込みをしていた 事の謝罪をするよう忠言いたしました。

本人は、同僚議員との裁判により心労がたたり、体重の減少、体調不良がある事を訴えていましたが、それは自業自得であり、正体不明の相手から誹謗中傷を受け続ていた者は、それ以上の恐怖と苦しみを感じていたことをまったく理解しておりません。

杉山清議員と特定されなければ書込みは今も続いていた事でしょう。

なによりも、正直に自白し謝罪したとしても、この行為は議会議員として決して許されるものではありません。

杉山議員には、書込みをした議員への謝罪と書込み内容の削除を求めます。

さらに、自ら身を律し、議員辞職すべきと考え、ここに城里町議会として、杉 山清議員の議員辞職勧告を決議します。

令和3年9月17日

茨城県東茨城郡城里町議会